

議案第27号

斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：子育て支援課】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 法定代理受領の場合の手続きの簡素化(第57条の改正規定)

特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又はそれらの施設の預かり保育の利用に関して、特定子ども・子育て支援提供者が町から施設等利用費の支払いを受ける場合については、事務負担を軽減するため、特定子ども・子育て支援提供者から町及び認定保護者に対する「特定子ども・子育て支援提供証明書」の交付を不要とします。

2. 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。

(2) 適用区分

改正後の斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和4年4月1日以後に行われる特定子ども・子育て支援について適用し、同日前に行われた特定子ども・子育て支援については、なお従前の例によります。